



琉球大学学術リポジトリ

University of the Ryukyus Repository

Title	2018年の相続法改正：「配偶者」の権利を中心に
Author(s)	石綿, はる美
Citation	琉大法学 = Ryudai law review(101): 47-60
Issue Date	2019-09
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/46069
Rights	

2018年の相続法改正 — 「配偶者」の権利を中心に

石 綿 はる美

1. はじめに

昨年2018年に、日本においては、約40年ぶりの相続法の大改正が行われ、相続法の見直しを内容とする「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」（以下、「改正相続法」という）が、2018年7月6日に成立し、同月13日に公布された。

改正相続法の内容は、多岐にわたる。「民法(相続関係)等の改正に関する要綱」によると、改正相続法の骨子は、1. 配偶者の居住権を保護するための方策、2. 遺産分割等に関する見直し、3. 自筆証書遺言の方式緩和など遺言制度に関する見直し、4. 遺留分制度に関する見直し、5. 相続による財産取得を第三者に対抗する方法など相続の効力に関する見直し、6. 相続人以外の者の貢献を考慮するための方策、の6つということになる¹。

このうち、1. 配偶者の居住権の保護に関しては、2020年4月1日から施行されるが、それ以外のほとんどの内容は、2019年7月1日から施行されることになっている²。

本稿では、日本における40年ぶりの相続法の大改正について、1. 配偶者の居住権の保護と、6. 相続人以外の者の貢献の考慮という2つのテーマに絞って概要を紹介することとしたい。これらの問題は、「配偶者」の保護という意

¹ これらの論点は、配偶者保護のための方策、遺言の利用を促進するための方策、相続人を含む利害関係人の実質的な公平の実現のための方策の3つに整理することができると説明される（堂蘭幹一郎＝野口宣大編著『一問一答・新しい相続法』（商事法務、2019年）3頁、要綱の項目との関係を詳細に説明するものとして、堂蘭幹一郎「相続法改正の背景、立法経緯等」自由と正義69巻2号（2018年）11頁以下）。

² 施行日・経過措置の詳細については、堂蘭＝野口・前掲注1）195頁以下参照。例外として、3. 自筆証書遺言の方式緩和（民法968条）に関する規定については、2019年1月13日から施行されている。

味で共通していると考えるからである。以下では、これら 2 つのテーマについて紹介する前提として、まず、日本の相続法の概要と今回の相続法改正までの経緯を概観する (2)。その後、生存配偶者の保護のための制度として新設された、配偶者の居住権について紹介する (3)。最後に、主に相続人の配偶者の保護を想定して新設された、特別の寄与という制度を紹介する (4)。

2. 日本の相続法の概要³

2.1. 日本の相続法の歴史

日本の相続法は、1898 年に民法の一部の「第 5 編相続」として公布・施行された。明治民法の「第 4 編親族」と「第 5 編相続」の部分、いわゆる家族法には、2 つの特徴がある。一つは「家制度」の存在である。もう一つは、「家」のトップである「戸主」の非常に強い権限である。相続には、戸主の財産についての「家督相続」(明治民法 964 条以下)と戸主以外の者の財産の相続である「遺産相続」(同 992 条以下)の 2 つがあった。家督相続は、原則として長男単独相続であるのに対し(明治民法 970 条)、遺産相続は同順位の相続人の間では、女性も含めての均分相続であった(同 994 条以下)。遺産相続に関しては男女が平等に扱われていたが、相続の中心であった家督相続において、女性は原則として戸主の財産を相続することはできず、相続の場面において、非常に弱い立場にあった。

第二次世界大戦後、1946 年に新しく日本国憲法が成立し、その理念に対応するように、1947 年に民法の改正が行われた⁴。個人の尊重(憲法 13 条)、法の下での平等(同 14 条)、両性の本質的平等(同 24 条)と家制度、戸主制度、家督相続が矛盾するなど様々な問題があったからである。この改正により、女性は男性と平等に扱われるようになった。戦後の相続法改正の特徴は、形式的には、男女平等が実現したことといえることができるかもしれない。実際の運用がどのようであったかということは別にして、民法の条文上は男女平等が実現し、相続の場面における女性の地位は大きく向上した。

³ 本項目については、潮見佳男『詳解相続法』(弘文堂、2018 年)5 頁以下参照。

⁴ 同改正については、我妻栄編『戦後における民法改正の経過』(日本評論社、1956 年)。

2.2. 改正に向けた流れ

その後、相続法に関しては、現在に至るまでいくつかの改正が行われたが、最も広範囲に行われた改正は、1980年改正である⁵。1980年改正においては、法定相続分の修正や寄与分制度の新設（民法904条の2）などが行われた。

最後の改正である1980年から約40年の間に、高齢化が進行し、家族の形も多様になった。高齢化の進行により、相続開始時の親の年齢が80歳代、子の年齢は50歳代ということになり、相続の目的も、残された子の保護から、生存配偶者の保護へと変化した。そして、離婚や再婚が増加し、事実婚カップルや同性カップルの存在も認識されるようになった。社会の変化に対応するために、相続法の改正の必要性が高まっていたのである⁶。

そのような中、2014年から相続法改正のためのワーキングチームが作られ、改正に向けた議論が始まった⁷。その後、法制審議会において、2015年4月から2018年1月までの間、合計26回の会議が開催され、改正に向けての議論が行われた。そして、2018年7月に新しい相続法が公布された。

今回の相続法改正の直接のきっかけは、非嫡出子の相続分が、嫡出子の1/2であるとしていた民法900条4号ただし書⁸を違憲とする最高裁決定である。この非嫡出子の相続分差別は、長い間批判されていたが、最決平成25年（2013年）9月4日民集67巻6号1320頁において、憲法14条の法の下での平等に違反すると判断された。この最高裁決定に対応するために、2013年

⁵ 1980年改正も含め、戦後の相続法改正については、潮見・前掲注3）7頁以下参照。

なお、1980年改正の際には、配偶者の居住権の保護についても、導入はされなかったものの検討がされていた。また、1996年の法制審議会の「民法の一部を改正する法律案要綱」の作成段階においても、配偶者の居住権の保護については、最終的には答申に取り入れられなかったものの、議論はされていた（いずれも、法制審議会民法（相続関係）部会第1回参考資料2・4頁以下）。

⁶ 法制審議会民法（相続関係）部会第1回資料1・1頁。

⁷ その議論の内容は、「相続法制検討ワーキングチーム報告書」として公表されている（法制審議会民法（相続関係）部会第1回参考資料1）。

⁸ 改正前民法900条4号「子、直系尊属又は兄弟姉妹が数人あるときは、各自の相続分は、相等的なものとする。ただし、嫡出でない子の相続分は、嫡出である子の相続分の二分の一とし、父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹の相続分の二分の一とする。」

12 月に、民法 900 条 4 号ただし書前段は削除された⁹。

これを受けて、相続法の改正を求める動きが起こったのである。非嫡出子の相続分が増加したことにより、相続の場面においてその地位が害されることが想定される配偶者を保護する必要があるのではないかという問題意識に基づくものである¹⁰。ここで言う配偶者は、具体的には被相続人の妻が念頭におかれていることになる。

このような動きに加え、相続法改正から約 40 年が経過して、社会の変化への対応の必要性があったことから、今回の相続法改正が実現したということができよう。

2.3. 日本の相続法の特徴

最後に、日本の相続法の特徴を簡単に指摘したい。

一つは、遺言がそれほど利用されず、多くの場合、法定相続が適用されるということである。死亡した人の中で、どれだけの人が遺言をしていたのかということを経験により正確に確認することはできないが、公正証書遺言の作成数と、遺言の検認の統計から、それほど多くの人が遺言をしていないのではないかと推測できる。公正証書遺言及び検認された遺言に基づいて、相続が行われるのは、全体の 1 割程度になるのではないかとと思われる¹¹。そのため、日本におけるほとんどの相続は、法定相続のルールに従って行われることになる。法定相続制度が、社会の変化・要請に対応する必要性は相対的に高いといえよう。

もう一つは、日本においては、相続における遺産分割の前に、夫婦財産制の清算が行われることはほとんどないということである。これは、台湾との大きな違いといえることができるかもしれない¹²。日本の法定夫婦財産制は、別産

⁹ 民法の一部を改正する法律（2013 年 12 月 5 日成立、同月 11 日公布・施行）による。

¹⁰ 堂蘭＝野口・前掲注 1) 2 頁。

¹¹ 2017 年において、公正証書遺言の作成数が、110,191 件（日本公証人連合会 HP より）、家庭裁判所における遺言書の検認数が、18,914 件（平成 29 年司法統計・家事事件編 12 頁）であり、同年の死亡者数は、1,340,394 人である（厚生労働省平成 29 年人口動態調査）。

¹² 台湾における夫婦財産制の清算及び近時の立法については、黄詩淳「第六部台湾法」商事法務研究会『各国の相続法制に関する調査研究業務報告書』（2014 年）231 頁以下参照。

制である（民法 762 条）。夫婦財産契約が締結されるのは、年間数件であり¹³、ほとんどの夫婦は、法定財産制である別産制を利用していることになる。このことは、相手方配偶者が死亡した後に、夫婦財産制の清算が行われることは、日本においてはほとんどないということの意味する。また、収入が少ない配偶者、例えば専業主婦などは、婚姻期間中に、自分の固有財産をほとんど形成できない。そのため、生存配偶者の財産面での保護は、相手方配偶者が死亡した後は、その死亡した配偶者の財産を相続することで図られることになるのである¹⁴。

3 「生存配偶者」の保護—配偶者の居住権¹⁵

3.1. 生存配偶者の居住環境の保護の必要性

日本における 2017 年の平均寿命は、男性が 81.09 歳、女性が 87.26 歳で、男女ともに約 40 年前の 1980 年の統計と比べると、7 歳以上、平均寿命が延びている¹⁶。男女の平均寿命がともに 80 歳を超えており、夫婦の年齢差がそれほどないと考えると、相続開始時に、多くの場合、生存配偶者は既に 80 歳を超えているということになる。

そのような状況で、生存配偶者が望むことは、相手方配偶者が死亡した後も、住み慣れた住居にそのまま居住したいということである。高齢の生存配偶者が、住み慣れた住居を離れて、新たな住居を探して、そこに移り住むということは、物理的にも精神的にも非常に負担になるであろうと考えられるのである¹⁷。

3.2. 考えられる解決方法

相手方配偶者の死後も、住み慣れた住居に引き続き居住したい、という生存配偶者の希望を実現する方法として、議論の過程では、2つの方法が提案され

¹³ 2016 年は、夫婦財産契約の登記が 23 件行われているが、それ以前の年は、年間 10 件前後にとどまっている（法務省登記統計・統計表より）。なお、夫婦財産契約については、山田俊一『夫婦財産契約の理論と実務』（ぎょうせい、2012 年）。

¹⁴ 法定財産制及びその再検討の必要性については、大村敦志『民法読解 親族編』（有斐閣、2015 年）81 頁以下。

¹⁵ 台湾における生存配偶者の居住権の保護の現状については、黄・前掲注 12)238 頁参照。

¹⁶ 厚生労働省・平成 29 年簡易生命表より。

¹⁷ 法制審議会民法（相続関係）部会第 1 回部会資料 1・1 頁。

た¹⁸。一つは、生存配偶者が、引き続き住居に居住する権利を認めることである。もう一つは、生存配偶者の法定相続分を引き上げることである。日本法においては、被相続人の相続人が、配偶者と子である場合、配偶者の相続分は 1/2 となる（民法 900 条 1 号）。配偶者と子が、居住不動産を共有し、その後の財産の帰属を協議することになるが、被相続人の残した財産が居住不動産のみであるような場合、相続人間の協議がうまくいかないと、居住不動産を売却し、売却代金を分割することになり、配偶者の居住環境が守られないということが生じる。そこで、配偶者の法定相続分を増加させることで、状況を改善することが考えられたのである。

中間試案では、①配偶者の短期居住権と、長期居住権の導入、②相続人が配偶者と子のみである場合の相続分を、配偶者に関して、1/2 から 2/3 にするなど、配偶者の法定相続分を引き上げるなどという提案がされた¹⁹。前者の居住権については、夫婦は相互に同居・協力・義務を負うなど（民法 752 条）、法律上最も密接な関係にあること²⁰、後者の法定相続分の引き上げについては、配偶者は、相手方配偶者である被相続人の財産の形成に寄与していることがその理由である²¹。ただし、配偶者相続分を引き上げるのは夫婦が長期間婚姻している場合、例えば 20 年、あるいは 30 年以上婚姻している場合に限定するという提案であった。

しかしながら、②法定相続分の引上げについては、パブリックコメントで、改正の必要性がないなどと批判をされたこともあり、改正は実現しなかった。結果、配偶者の居住環境の保護は、2 種類の配偶者の居住権により実現されることになったのである。

¹⁸ 相続法制検討ワーキングチーム報告書、民法（相続関係）等の改正に関する中間試案においては、それぞれの方法が提案されていた。

¹⁹ 中間試案において乙 -1 案・乙 -2 案とされる見解が、これに該当する（民法（相続関係）等の改正に関する中間試案 5 頁以下）。それとは異なる甲案も提案され、両案併記となっていた（甲案については、民法（相続関係）等の改正に関する中間試案 4 頁以下）。ワーキングチームでの議論状況から中間試案前までの法制審議会の議論を前提にこの問題を検討するものとして、西希代子「配偶者相続権」水野紀子編著『相続法の立法的課題』（有斐閣、2016 年）57 頁。

²⁰ 民法（相続関係）等の改正に関する中間試案の補足説明 3 頁。

²¹ 民法（相続関係）等の改正に関する中間試案の補足説明 16 頁。

3.3. 導入された制度

改正相続法により新設された配偶者の居住に関する権利は、配偶者短期居住権（民法 1037 条以下）と配偶者居住権（同 1028 条以下）である。なお、いずれの権利も、「被相続人の財産に属していた」建物（居住建物）に、相続開始時に居住していた生存配偶者が引き続き居住できるという権利である。したがって、被相続人が住居を所有していなかった場合、例えば賃貸住宅に居住していたような場合には、これらの権利は認められないということになる。つまり、すべての生存配偶者が、配偶者短期居住権・配偶者居住権により、居住環境を保護されるわけではないのである。

（1）配偶者短期居住権

配偶者短期居住権は、生存配偶者が、被相続人が所有していた建物に相続開始時に無償で居住していた場合は、被相続人の死後も、「無償で」、一定期間、当該建物に居住することができるという権利である（民法 1037 条）²²。これは使用借権（民法 593 条）と類似する制度とされ、相続開始直後に、高齢の生存配偶者が居住環境を失うことを防止することを目的とする制度である。

この制度は、判例（最判平成 8 年（1996 年）12 月 17 日民集 50 巻 10 号 2778 頁）を参考にして新設された。従来判例法理でも、相続人の一人が被相続人の許可を得て相続開始時に被相続人所有の建物に被相続人と同居していた場合には、特段の事情がない限り、被相続人とその相続人の間で、遺産分割が終了するまでは使用貸借契約が成立していたと推認され、相続人は無償で建物に居住を続けることができるとされていた。ただし、判例法理は、あくまでも、使用貸借契約が成立していたと推認するにとどまることから、被相続人が、当該建物を第三者に遺贈した場合など、異なる意思表示をしていた場合には、使用貸借契約は推認できず、居住が認められないということになる。

²² より詳細には、生存配偶者が居住建物について遺産共有持分を有する場合には、遺産分割により建物の帰属が確定した日又は相続の開始時から 6 か月を経過する日のいずれか遅い日（民法 1037 条 1 項 1 号）、それ以外の場合には、居住建物の所有権を取得した者からの配偶者短期居住権の消滅申入れから 6 か月を経過する日（同項 2 号）まで、利用することができる。

そこで、改正相続法においては、生存配偶者が保護される場面を拡張して、被相続人の意思にかかわらず、生存配偶者が一時的に、無償で、被相続人が所有していた建物に引き続き居住できるように、配偶者短期居住権を新設した。配偶者短期居住権は、その財産的価値が配偶者の具体的相続分から控除されることもなく²³、他の相続人に比べて、生存配偶者を優遇する制度である。そのような優遇的な地位を配偶者に認める根拠は、夫婦の相互の同居・協力・扶助義務（民法 752 条）から、被相続人は自らの死後も、相手方配偶者が直ちにその住居を失って生活に困窮することがないように配慮すべき義務があることに求められるのではないかと説明されている²⁴。

（２）配偶者居住権

配偶者短期居住権のように、相続開始から一時的な居住環境の保護ではなく、より長期的に居住建物に住み続けるために利用されることが期待される制度が、配偶者居住権である²⁵。

生存配偶者の居住環境の保護のためには、生存配偶者が、居住建物の所有権を取得するということも考えられる。しかし、居住建物の財産的価値が高額であるような場合には、法定相続分の範囲内でその財産を取得することが難しいなどの問題が生じ、必ずしも常に利用できる方法ではない。例えば、相続人が、配偶者と子 1 名であり、被相続人の財産が、時価 3000 万円の居住建物と 1000 万円の預貯金である場合、法定相続分に従って分割を行うとすれば、配偶者が単独で居住建物を取得することは難しい。

そこで、居住建物についての使用・収益権だけを認め、処分権を有しないという配偶者居住権（民法 1028 条 1 項柱書本文）が新たに新設されたのである。配偶者居住権を取得した生存配偶者は、居住建物を相続した他の相続人に対して、建物の使用の対価を支払うことなく、居住建物を利用することができる。もっとも、配偶者居住権においては、配偶者短期居住権と異なり、生存配偶者

²³ 条文の規定はないものの、このように解されている（堂蘭＝野口・前掲注 1）45 頁。

²⁴ 堂蘭＝野口・前掲注 1）45 頁。

²⁵ 生存配偶者の居住環境の保護として、配偶者居住権以外の方策については、潮見・前掲注 3）335 頁。

は、自分の具体的相続分の中で、配偶者居住権を取得することになる。ただし、配偶者居住権は、権限が使用・収益に制限された権利であることから、財産価値を建物全体の所有権を取得する場合に比べて低く抑えることができると考えられており、生存配偶者が居住環境を維持しつつ、生活資金も遺産から取得することが可能になると考えられている。

配偶者居住権の成立要件は、配偶者短期居住権と同様に、被相続人が所有する建物に、配偶者が相続開始時に居住していたことである（民法 1028 条 1 項）。遺産分割協議・調停・審判²⁶により取得する場合（民法 1028 条 1 項 1 号）と、被相続人が遺贈・死因贈与により生存配偶者が配偶者居住権を取得するようにという意思表示をしていた場合²⁷（同項 2 号）に成立する。

配偶者居住権は、生存配偶者にのみ認められる一身専属権であり、譲渡は禁止されている（民法 1032 条 2 項）²⁸。配偶者居住権の法的性質は、その権限が使用・収益のみに制限された制限物権と解することも可能であると考えられるが、立法者は、賃借権類似の法定の債権であると説明している²⁹。

配偶者居住権はその財産的価値が具体的相続分に含まれることから、その財産評価の方法が、制度の利用の拡大の一つのポイントになろう。配偶者居住権は、居住建物の所有権を取得するよりも、その財産的価値が低くなることが利用のメリットと認識されており、あまりに高額であると、制度がうまく利用されない可能性がある。もっとも、あまりに低額に計算をすると、今度は、生存配偶者と他の相続人の間の不平等が生じるということになる。財産評価の方法

²⁶ 審判による配偶者居住権の取得については、民法 1029 条も参照。

²⁷ 特定財産承継遺言（民法 1014 条 2 項、いわゆる「相続させる旨の遺言」）による取得は認められないとされている。その理由については、堂蘭＝野口・前掲注 1）14 頁、潮見・前掲注 3）332 頁以下。

²⁸ 譲渡禁止義務については、法制審議会の最終段階で定められた。法制審議会の第 25 回までは、「居住建物の所有者の承諾のある場合には、譲渡することができる」とされていたが、配偶者の居住環境の保護という制度趣旨からは、必ずしも譲渡を認める必要はないことから、譲渡禁止とされた（法制審議会民法（相続関係）部会第 26 回部会資料 26-2・2 頁）。

²⁹ 堂蘭＝野口・前掲注 1）18 頁。

については、民法には規定はない³⁰。配偶者居住権の評価がどのような形で行われるのかという点については、今後の実務の動向を注視していく必要があるであろう。

4. 新たな「配偶者」の保護—特別の寄与

4.1. 特別の寄与の概要

民法 1050 条 1 項は、「被相続人に対して無償で療養看護その他の労務の提供をしたことにより被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした被相続人の親族（中略、以下、この条において『特別寄与者』という）は、相続の開始後、相続人に対し、特別寄与者の寄与に応じた額の金銭（以下、この条において『特別寄与料』という）の支払いを請求することができる。」と規定する。

特別の寄与は、被相続人の介護等は無償で行った親族で、被相続人の相続人ではない者が、相続の場面で、その貢献に応じて、金銭を取得することができるという制度である。具体的に想定されている場面は、被相続人の相続人の配偶者、例えば、被相続人の長男の妻であり被相続人から見ると義理の娘が、長年、被相続人の介護をし、被相続人の財産の維持・増加に貢献していたような場合である。被相続人の死後、特別寄与者は、一定額の金銭の支払いを、相続人たちに請求することができるということになる³¹。

特別寄与分の制度は、民法 904 条の 2 で規定される「寄与分」制度を参考

³⁰ 不動産鑑定士等専門家が関与するような場合には、専門家の判断に従うことになるであろうが、共同相続人全員の同意があり、遺産分割協議により配偶者居住権を取得するような場合には、簡易な評価方法が必要となろう。そこで提案されていたのが、「配偶者居住権の価値＝建物・敷地の現在価値－負担付所有権の価値」という計算式であった。負担付所有権の価値は、固定資産税評価額×〔法定耐用年数－（経過年数＋存続年数）〕÷（法定耐用年数－経過年数）×ライプニッツ係数、と求める（法制審議会民法（相続関係）部会第 19 回部会資料 19-2・2 頁）。また、相続税における配偶者居住権の評価額等も参考にされることとなろう（詳細は、堂蘭＝野口・前掲注 1）27 頁以下）。

³¹ 遺産分割の当事者としなかったのは、相続をめぐる紛争が複雑化・長期化することを避けるためであったと説明されている（堂蘭＝野口・前掲注 1）179 頁、民法（相続関係）等の改正に関する中間試案補足説明 82 頁以下）。

にして新設された³²。寄与分は、共同相続人の中の者が、被相続人の療養看護や被相続人の事業への労務の提供などにより、その財産の維持・増加に特別の寄与をした場合に、法定相続分に加えて、一定割合の財産を取得することができるという制度である。

4.2. 制度の必要性

特別の寄与は、日本の相続の場面において、長く問題とされていた点について、一定の解決を図るものである。

日本では、伝統的に、長男の妻など、「家族」が、一家の親の介護を行ってきた。家庭内での介護であることから、一般的には無償労働ということになる。そのような無償労働にどのように報いるか。相続人の配偶者は、法定相続人ではないことから、事前に何らかの手段を講じておく必要がある。具体的には、①相続人の配偶者に財産を遺贈するという遺言を作成する、②相続人の配偶者が相続人となるように、養子縁組をする、③相続人の配偶者との間に契約を結び、対価を支払うようにする、ということ等が考えられる³³。しかし、家族間で、金銭の問題を話し合うということを躊躇することもあり、なかなかこれらの方法が利用されることはない。そのため、寄与分の制度を利用し、相続人の配偶者の労働を、相続人の労働として考え、相続人に寄与分を認めるというような方法が、下級審裁判例では認められたこともあった³⁴。もっとも、相続人と相続人の配偶者は、そもそも別人格であり、この方法には批判もあった。また、より根本的な問題として、相続人が既に死亡していて、相続人とその配偶者夫婦の間に子がいない場合には、もはや、相続人の配偶者の貢献を反映させる相続人がいないことから、寄与分の制度を利用することができないのである³⁵。

³² なお、台湾には寄与分制度はないという。詳細は、黄・前掲注12) 238頁。

³³ その他の方法も含め、堂園＝野口・前掲注1) 176頁以下。

³⁴ 東京高決平成元年(1989年)12月28日家月42巻8号45頁など。この構成について、潮見・前掲注3) 350頁以下。また、履行補助者の寄与と構成するものとして、東京家審平成12年(2000年)3月8日家月52巻8号35頁。

³⁵ 両者の間に子がいれば代襲相続の際に、寄与分の考慮をすることは可能である。前掲注34)の東京高決の事案は、代襲相続が行われた事案である。

このようなことから、相続人の配偶者の保護を実現する方策が求められており、特別の寄与という制度が新設されることになった³⁶。

4. 3. 制度への評価

特別の寄与を認めることで、かえって、「家族」に、介護などが押し付けられるリスクもあるのではないかと考えられる。2016 年の厚生労働省の統計によると、全体の 9.7% のケースで、子の配偶者が介護を行っている³⁷。特別の寄与を新設したことにより、その状況が固定化する、あるいはさらに拡大していく可能性は否定できない。制度の導入については、否定的な見解もあったところではあるが、最終的に導入されることになったのである³⁸。

ただし、特別の寄与という制度を導入したものの、特別寄与者が、相続の場面で、どの程度の金額を取得することができるかは、必ずしも明確ではない。民法においては、具体的な計算式が定められておらず、家庭裁判所において金額を決定する際には、「寄与の時期、方法及び程度、相続財産の額その他一切の事情を考慮」と規定されているのみである（民法 1050 条 3 項）。当事者の合意により特別寄与分を決定する場合にも、この規定を参考にしながら、様々な点を考慮して、金額を決定していくことになる³⁹。

特別の寄与がどのような場面に利用されるのか、また特別寄与料の算出はどのように行われるのかという点について、今後の実務の運用を注視する必要がある。

³⁶ 議論の過程では、親族以外の者を特別寄与者として認めることも検討され、中間試案の段階では、親族以外の者も対象とすることも提案されていた（民法（相続関係）等の改正に関する中間試案第 5.2 乙案）。特別寄与者を限定した理由については、堂蘭＝野口・前掲注 1）180 頁以下。

³⁷ 厚生労働省「平成 28 年国民生活基礎調査」による。

³⁸ 例えば、法制審議会民法（相続関係）部会第 7 回議事録 37 頁 -52 頁、第 22 回議事録 56-59 頁、第 23 回議事録 6-13 頁等。沖野眞巳＝堂蘭幹一郎＝道垣内弘人「対談・相続法の改正をめぐる」ジュリスト 1526 号（2018 年）33 頁〔沖野〕。

³⁹ 算定方法については、堂蘭＝野口・前掲注 1）185 頁も参照。

5. おわりに

生存配偶者の居住環境の保護のための制度である配偶者短期居住権・配偶者居住権、そして「家族」の中でも相続人の配偶者の保護を念頭に置いたと考えられる特別の寄与を簡単に紹介してきたが、配偶者居住権・特別の寄与は、従来の判例法理にもない、新たに導入された制度であることから、どの程度利用されることになるのか、社会に定着していくことになるのかという点については、今後の動向を注視する必要がある⁴⁰。

最後に、今回検討の対象とした制度について、2つの点を指摘したい。

第一に、今回の改正は、現在、相続の場面で生じる問題に、一定程度の解決策を与えているが、根本的な問題解決にはなっていないということである。

例えば、生存配偶者が、その死後も同じ住居に住み続けたいという希望は、配偶者短期居住権と配偶者居住権により、一定程度、実現可能かもしれない。しかし、生存配偶者の保護は相続法に依存するばかりで、夫婦財産制の再検討などの問題については、結局扱われることがなかった⁴¹。この問題は相続に限定されず、家族の財産というより広い視点からの検討が必要になる⁴²。また、相続人の配偶者らの貢献が、特別寄与分という形で評価されるということも、今まで、ほとんど何も受け取ることができなかったことから見れば、大きな進歩かもしれないが、より根本的な問題は、家族内で介護等が無償で行われているということであり、この問題も解決は先送りされたままである。もっとも、この問題の解決は民法の改正によって可能なものではないかもしれない。

第二に、今回の改正では、主に婚姻家族におけるパートナーが保護されるということである。配偶者短期居住権及び配偶者居住権は、婚姻している夫婦の間でのみ認められ、事実婚や同性カップルの間では認められない。したがって、これらのカップルは、一方パートナーの死亡後も引き続き住居に住み続けるためには、生前に何らかの対策をしておかなくてははいけない。また、特別寄与分も、あくまでも、「被相続人の親族」にのみ認められている。したがって、事

⁴⁰ 配偶者居住権・特別の寄与の利用の可能性・必要性について慎重な見解を示すものとして、相原佳子「弁護士実務の視点から」ジュリスト 1526号（2018年）48頁。

⁴¹ この点に関しては、潮見・前掲注3）5頁注10参照。

⁴² 沖野他・前掲注38）34頁〔沖野〕。

実婚や同性カップル間で、パートナーのケアをしたとしても、特別寄与分の制度を利用することはできない⁴³。

もっとも、第二の点については、国会での議論の中で、事実婚や同性カップルのパートナー保護をどのような形で行うのかということが議論された⁴⁴。今回の改正では、それらの者に関する規定は盛り込まれなかったが、衆議院・参議院の法務委員会で法律案が可決される際に、「現代社会において家族の在り方が多様に変化してきていることに鑑み、多様な家族の在り方を尊重する観点から、特別の寄与の制度その他の本法の施行状況を踏まえつつ、その保護の在り方について検討すること」を内容とする附帯決議がなされた。

これから大切なことは、この改正相続法がどのように活用されていくかということに注視すること、そして、改正相続法によっても十分に保護されない人・場面はどのようなことか、その解決のためには、どのような制度が必要なのかということを検討し、必要に応じた適切な改正を行うことだろう。次の改正がまた40年後ということにならないように、我々は努力をしていなくてはならない。

⁴³ これらの者の貢献の考慮について、潮見・前掲注3) 354頁以下。

⁴⁴ 国会での審議の概要については、堂園＝野口・前掲注1) 7頁以下。